○静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙による身体若しくは財産上の被害又は健康への影響(以下「路上喫煙による被害等」という。)に関する市民意識の高揚を踏まえ、路上喫煙による被害等の防止に関し、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上喫煙の禁止その他の必要な事項を定め、もって快適な道路等の公共の空間の確保を図ることにより、健康的で安全・安心な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 路上喫煙 道路等において、たばこを吸うこと、又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所(室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。)をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(市民等及び事業者の責務)

- 第3条 市民等は、路上喫煙に当たっては、歩行中の喫煙その他の他人に被害又は影響を及 ぼすおそれのある行為を控えることにより路上喫煙による被害等の防止について配慮しな ければならない。
- 2 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙による被害等を防止するための施策 を総合的に実施しなければならない。

(協働)

第5条 市民等及び市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙による被害等の防止に関

し、相互に連携し、協働して取り組まなければならない。

(路上喫煙禁止地区の指定)

- 第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙による被害等が特に発生するおそれがあると認める区域を路上喫煙を禁止する地区(以下「路上喫煙禁止地区」という。)として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、期間又は時間を限って行うことができる。
- 3 市長は、路上喫煙禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の市民等及 び事業者の意見を聴くとともに、関係機関と協議するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定したときは、規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。 (路上喫煙禁止地区の指定の変更及び解除)
- 第7条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区の指定を変更し、又は解除することができる。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙禁止地区の指定の変更及び解除について準 用する。

(路上喫煙の禁止)

第8条 何人も、路上喫煙禁止地区においては、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(渦料)

第10条 第8条の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。